

地方農政局 農村計画部長
 整備部長
北海道開発局 農業水産部長
北海道農政部長

} 殿

農林水産省 農村振興局
整備部 土地改良企画課長
水資源課長

日照不足、低温および大雨に対する対応について

本年は、6月に北日本を中心に続いていた日照不足が7月に入り全国的な現象となっていることに加え、7月中旬以降北海道では低温が続いているほか、気象庁の異常天気早期警戒情報によると、東北、北陸では今後8月上旬にかけて低温となる可能性が示されるなど、農作物の生育への影響が懸念される。また、西日本等では大雨により農作物に被害がみられている。

については低温・日照不足被害の恐れが想定される地域、大雨による被害を受けている地域においては下記の事項に留意し、現場での適切な対応が図られるように貴局管内の関係都道府県に対して指導の徹底をお願いするとともに、河川管理者に対し協力を要請するようにお願いいたします。

記

1. 対策

ア. 低温・日照不足による被害軽減の対応策として深水かんがいを実施することが有効である地域においては、関係者(利水者協議会、土地改良区、地域農業改良普及センター等)で水利用に関する調整を積極的に進め、適切な用水管理の実施に努めること。

イ. 浸水、冠水被害を受けたほ場では、速やかな排水を行うなど適切な排水管理の実施に努めること。

ウ. 取水期間の延長等の水融通の必要が生じた場合には関係者の事前調整を踏まえた上で、河川管理者に協力要請を行う等適切な対応を図ること。(なお、国土交通省河川局に対し、天候不順に伴う農業用水の水融通に関して協力要請を出すこととしており、その後の対応については追って周知することを予定している。)

2. 指導体制

本対策を実施する上では土地改良区、地域農業改良普及センター、病虫害防除所、市町村、農業協同組合等の連携が不可欠であることから、「日照不足、低温および大雨に対する農作物の技術指導について」(平成21年7月24日付け21消安第4362号、21生産第2931号)に基づく取組等との連携を図り指導体制の整備、計画的な推進に努めること。

21農振第1012号
平成21年7月29日

全国土地改良事業団体連合会 専務理事 殿

農林水産省 農村振興局
整備部 土地改良企画課長
水資源課長

日照不足、低温および大雨に対する対応について

別紙のとおり地方農政局、北海道開発局及び北海道に対し通知したので貴連合会においても関係者に対して指導の徹底をお願いします。